

全国民闘連ニュース

第58・59号
(合併号)
1991年
8月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 宛 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel044-288-2997

戦場徴用で 失った片足 せめて補償を



【写真】東松山大会で戦場徴用者会の請求を提出する陳石一さん(前列左から2人目)と弁護士、交際者ら

39年分1億1200万円 東松山役所に提出

陳石一さん(2)

援護法適用を3件目

東松山市役所に提出したのは、いのちを失った戦場徴用者の遺族から、戦場徴用者会の請求を提出する陳石一さん(前列左から2人目)と弁護士、交際者ら

在日韓国人 埼玉でも障害年金請求

本邦の対韓 後補償

(THE TONG-IL ILBO)

1991年9月4日(水曜日)

外交決着に未済問題噴出

老齢化提訴相次ぐ 徴用未払いや傷痍金

64年間、放置状態

傷痍重傷

民間人徴用

●特別寄稿

日本の戦後処理としての補償問題 (2)

～特に在日韓国人の補償をめぐる～

- 在日外国人の障害年金を求めて厚生省交渉! (10)
- 障害年金問題の西成でのとりくみ (11)

特別寄稿

日本の戦後処理としての補償問題 ～特に在日韓国人の補償をめぐって～



民族差別と闘う連絡協議会 李仁夏

はじめに

解放後46年、半世紀に迫ろうとする、この時に、今更なぜ、補償かと、よく聞かれる。「不幸な過去」は水に流して、昨年訪日した盧大統領の言うように、21世紀を目指して、パートナーとしての新しい韓日関係構築のためにも未来志向の発想をしなければならないのではないかと問われる。東西冷戦構想がくずれ、世界史の変動期に際して、21世紀を目指しての韓日関係を新しくすることに反対する人はないだろう。むしろ、その未来志向の故にこそ、戦後補償を避けて通れない。この主題を考える時、西独乙の補償の事例が、よく紹介される。それは、ナチによる戦争犠牲者に対する補償が、単に物質的弁償に止まらず、新しい信頼醸成と反省を含む精神的・道義的側面が含まれているからである。独乙語の表現がそれを端的に示している。「補償」をW

eder-gutmachungとして、その直訳は「再びよくする」という、新しい関係の修復が目指されていて、未来志向性を内包している。

西独と対象的な場合が日本の戦後補償の排外主義ではなかろうか。岩波書店社長、前「世界」誌編集長、安江良介氏は、昨年ある講演の席で、「こと朝鮮半島に関する限り、日本は戦前、何をしたか、戦後、何をしなかったのかが問われている」。と極めて適確な表現で問題点をついた発言をした。言いかえると、日本は政治的にも、道義的にも、未だ、かつての侵略的植民地支配の歴史的総括(反省)をしていないということである。だからこそ、旧植民地出身者の犠牲者を放置して平気に、あの経済繁栄をおうかできたのである。それ故、戦後補償問題は両国関係の歴史を見直し、新しい関係を創造的に造り上げる上で、極めて、緊急、かつ重要な課題である。

この問題を取り上げる視点で忘れては

ならないのは、ことは両国家のレベルを含むことではあるが、今なお日本の植民地支配、侵略戦争の犠牲者が、心身共に傷を負ったまま放置され、集積された“恨”をかかえて「このままでは死にきれない」と呼んでいる現実があるからである。後述するが、その呼びに耳を傾けなかった罪責を、日本人は勿論のこと、韓国人も問われているからである。

われわれが問題にしている用語の問題を整理すると、在日朝鮮人運動史研究会の金英達氏は「日本帝国の侵略戦争、植民地支配の国家としての責任が『戦後責任』であり、その責任を具体的政策によってはたすことが『戦後処理』であり、与えた損失を償うことが『戦後補償』であると規定する。その範囲は広範で、侵略戦争への「皇軍」兵士として、軍要員(軍属)としての強制動員による犠牲者、戦争遂行にともなう日本国内戦争補給産業(軍需工場、勤続、石炭鉱山、水力ダム等の土木事業)への強制動員(日帝臣民の義務という名の「徴用」による強制連行がその特色で強制労働、民族的虐待、賃金差による差別等の暴力性が問題の根にある。)による犠牲者が対称である。合せて、広島・長崎の原爆による犠牲者も当然これに含まれる。それは、戦後、被爆者への特別立法による援護措置が成立している

ことでもわかる。

私の発題は、これら全てに言及すべきであるが、現在、私と日本人、田中宏教授が代表世話人となり、総勢18名の韓日知名人の世話人によって組織された「在日の戦後補償を求める会」の運動展開に関わる部分を中心に止めたい。この会は、ほかに多数の賛同人と市民に支えられ、事務局は、私が代表をしている「民族差別と闘う全国連絡協議会」が担い、大阪と川崎に事務所を置いている。戦後補償の対称者は韓半島の南北全滅に及ぼうが、「在日」と限定したのは「在日の旧植民地出身者」が両国の谷間に放置されてきたことと、それにフォーカスをあてることは、問題をより明瞭に浮き上がらせるからである。更に、上述の犠牲者の全てではなく、1952年以来成立して、現在、手厚く施行されている戦争犠牲者(軍人と軍要因とその家族)援護立法への在日旧植民地出身者関係者の適用を求めることに限定しての問題提起であることわりたい。

1、戦争犠牲者援護法適用を求める運動

1980年代に日本国内にだけでなく、韓国を始め世界の耳目を集めたものは、在日韓国人の、法で定められた指紋押捺

拒否運動であった。それは戦後旧植民地出身者を制度的に排除する法体系の根幹をチャレンジするものであった。それは指紋制度の廃止だけでなく、1965年の韓日協定の在日韓国人の法的地位を見直す、25年後である91年を迎えて、協定永住3世以降の永住許可、公務員就職差別の是正、民族教育の保障等、不十分な部分もあるが、幅広い成果を勝ちとった。そういう方向性の真中、日立就職差別を勝利に導いた市民運動を継承した「民族差別と闘う連絡協議会」は、1988年、秋の全国交流集会で、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」案を世に問うた。それは上述の通り、戦後処理をきちっとした歴史総括をした上で、小手先の法改正でなく、旧植民地出身者に対する包括的法制度の確立をうながすものであった。

あれから2年経って、今年の1月28日、それに呼応するように、かつての「皇軍」軍属であった、神奈川県在住の石成基氏(69才)が、戦争犠牲者援護法の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基ずく障害年金支給と「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」に基ずく給付金支給を求める申請書を厚生省に提出した。それに続いて4月2日、同趣旨で、埼玉県
の陳石一氏(72才)が、障害年金請求

書を厚生省に出した。前者に関して、去る6月7日、厚生大臣は、(申請者が日本国籍戸籍法)でない理由で却下された。それに対して、再審を求める権利を有するので、7月30日は、その手続きをした。

上記2名の正攻めの手続きがまどろっこしいと、大阪市在住の鄭商根氏は同趣旨の申請を直接裁判に訴える手続きを大阪地方裁判所に提出した。第一審で被告の国、即ち厚生省は理由は後程答弁するが、裁判所は原告の申し出を却下すべきだと主張した。

石成基氏と鄭商根氏のケースを立ち入って一つのケースとして述べてみたい。両氏は奇しくも、第2次大戦中はほぼ同じ時期に、太平洋のマーシャル群島で飛行場建設業の労働に従事していたところ、米軍の爆撃で、石氏は右腕の付け根から切断され、鄭氏もやはり、右腕の肘から切断、左親指の機能障害、鼓膜穿孔による難聴という重傷を負った。

戦争による、このような犠牲が彼らに過酷な運命をもたらし、戦後、生存の闘いに、その障害がどれ程の重荷とハンディになったかは容易に想像できる。鄭氏は裁判提訴の日の記者会見で、夜中にガバッと起き上り、心に積るいきどおりを拳を壁にぶつける振舞で過ごしてきたと

表現し、人々の心を打った。

石氏は6年前、脳溢血で倒れ、左半身がマヒしている。利き腕の右が付け根からないので、バランスがとれないまま、寝たきりで入院中である。昨年夏、かれを見舞った帰り、部屋を出る私の背中に向けて呼んだ声が、今も耳から離れない。「先生！このままでは死に切れません」。

彼等の心深く集積された“恨”は、戦争による犠牲によるだろうか。それもあるが多くの場合、予期せぬ過酷な運命に対して、人間はそれに耐え、それを深いところで受けとめ直し、そのハンディを克服する成熟度の高いところに進んでいくものである。彼等はそのように立派に生きてこられた方たちである。そうするとかれらの心の憶測から湧き出る“怒り”転じて、心に押し込められた“恨”はどこからくるのであろうか。それは道義なき日本の国家体制の仕打ちによってくるものである。日本国家の戦前、戦後、変わりなく続く“差別”とそれに基づく理不尽な制度以外の何物でもないし、それを支えている日本社会の排外主義と同じ戦傷を負った者たちへの無関心さによることは確かである。戦前は「皇国臣民」だから生命を差し出すことは当然であると、強制動員し、戦後は当事者本人たちの意思を問うこともなく、一方的に、国籍が違

うからと手厚い戦争犠牲者援護法から切られてしまったのである。

2. 援護法の成立とその排外性

日本は、1952年4月28日、対戦相手であった連合国との平和条約発効により、いち早く、遺族援護法を制定し、翌53年には、連合軍による占領中停止軍人恩給を復活し、今日に至るまで、数多くの戦争犠牲者援護法を成立させた。田中宏著「在日外国人」(岩波新書)Ⅳ、「援護から除かれた戦争犠牲者」に載っている、立法の推移の表を引用すると次の通りとなる。

この表にあるような数多くの戦争犠牲者援護法による手厚い補償をカバーする国家予算は2兆円弱で、1989年度の国家の会計の当初予算60兆円の30分の一を占める。石氏と鄭氏の例をとって、戦傷病者援護法成立後のトータル給付金、現在毎月役30万円を基準に積算すると、

1億数千万となる。あのガルフ戦争への日本の拠出金が120億ドルと巨額に思えるが、それは2兆円にはるかに及ばないのである。これ程の数多い、しかも手厚い補償が、法の成立過程から「国籍条項」をもうけ、巧妙に旧植民地出身者の排除を計っている。遺族援護法附則二項

に「日本の戸籍法の適用を受けない物については、当分の間、この法律を適用しないこと」としている。ちなみに、日本は敗戦直後12月「当分の間」旧植民地出身者の参政権を停止し、1947年5月2日、新憲法発布前日に「外国人登録令」の第十一条に「旧植民地出身者を当分の間外国人と見なす」と規定した。それは、日本が1952年主権を回復する迄、旧植民地出身者を法的に日本国籍を有する者としていた建前からすると矛盾が余りにもはなはだしいことは言うまでもない。それは、新憲法が保障する社会保障等の基本的人権から旧植民地出身者を排除する措置以外に何物でもなかった。それは徹底した排外主義に貫ぬかれている。

日本外務省の調査によれば、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、西独乙の5ヶ国は、戦死または負傷した外国人元兵士に自国民とほぼ同等の一時金または年金を支給しているという。それだけではない、戦時中、日系人強制収容問題で、1989年、カナダ、1990年アメリカ、それぞれの国家元首の謝罪文と補償金(2万カナダドル、2万米ドル)を日系人当事者に支給し、それは国籍に関係なく、カナダ政府は日本に9ヶ所までの申請受付の説明会を開き、謝罪の誠

意を表現した。

日本の憲法全文に平和と欠乏のない豊かさを「世界の諸国民と共に享有したい」と誓った理念は、戦争犠牲者救済に即して言えばマッカなウソになり、内外人平等を確立する国連の国際人権規約を批准した国家とはとうてい思えない。

3、在日韓国人の戦後補償問題では韓国政府も問われている

戦争犠牲者援護法は帰化して日本籍を取得する者には適用されていたが、1965年の韓日条約による国交正常化以降は、この問題解決の障害が生まれることになった。厚生省の通達によれば、1962年、帰化を条件に、法の適用を認めたが、1965年6月22日署名された韓日協定の趣旨から、同日以後韓国籍の者が帰化しても、法の適用は受けられないとした。

日本政府の見解は、「韓日請求権及び経済協力協定」第二条第一項によっている。「両締約国は、両締約国及び国民(法人を含む)の財産、権利、利益ならびに、両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が……完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」、

しかし、注目すべき、第二条第二項で、

「この条約の規定は、次のものに影響を及ぼすものではない。a、一方の締約国の国民で、1947年8月15日から、この協定の署名の日(1965年6月22日)までの間に他方の締約国に居住したことのあつたものの財産、権利及び利益」と記されている。これは明らかに、在日韓国人を指すことができるのは当然の理である。韓国は、この協定に基づき、1974年、対日民間請求権申告者への補償法を制定し、日本からの無償3億ドルの一部をその補償に当てている、(人命はひとり30万ウォン、約8500名、財産7万5千件、総額91億8千ウォン)その際、申告対象を「1947年8月15日から1965年6月22日まで、日本に居住したことがある者を除外した。日本側に比べて、韓国側が、協定第二条第二項に忠実であつたことになる。

在日韓国人戦争犠牲者はこのようにして、韓日両国から排除されたことになる。前記、石氏と鄭氏が日本政府に向つて、第一義的補償責任を追求していることは当然とするが、韓国政府が自国民の利益を条約に基づいて、その補償請求の要求を支援してくれなかつたことへの苦々しい思いは消えていない。

私は韓日協定見直しの91年問題の在日韓国人7名の諮問委員の一人として外

務部より任命され、1989年5月より、今年の4月まで努めたが、その際、在日の戦後補償問題を両国交渉の議題にするように進言したが、協定3世以降の問題が中心になるから、それになじまないと韓国政府当局から言われた。

しかし、その後の戦後補償をめぐる在日当事者の最後の望みをかけた闘いと、それを支える「在日の戦後補償を求める会」結成の世話人代表として、去る6月ソウルの外務部当局に、在日韓国人当事者の請求が、韓日協定の第二条第二項に基づいて、当然だとする政府見解を公表出来ないだろうかかと相談した。それに対して、極めて、あいまいな答弁しか引き出せなかつた。「今、研究中だが、あの項目がそれに該当するか、しないか、見解が半分に割れてい」。「時効説もある」。「韓日関係が良好な時点なので、政府次元から問題を提起しにくい」。私は外交の専門家ではないが、わが韓国外交が条約(第二条第二項)に明記されたことを、堂々と違反する相手国に向つて、これ程、弱腰であるとは知らなかつた。これでは隷属外交ではないか。韓日関係のこれからを考える時、対等な立場を失いつつある現状に憂慮せざるを得ない。当局者の言葉で、唯一の救いは、韓国内の世論が高まれば、とり上げざるを得な

いだろうと、国民の意思を尊重する姿勢であった。それだけに、この度の朝鮮日報のシンポジウムに感謝して余りがある。

私は政府だけを責められないと思う。私を含めた、同世代の韓国人が、かつての歴史に正直であることが問われている私の世代は植民地支配の同化政策が効を表した時を生きて来た。私共は被植民地支配者ながら、日本のあのアジア侵略戦争に、強制されたとは言え、加担した歴史を歩んできたのである。今から30年程前、石氏が私を訪ねて、戦後補償を求める運動を支援してほしいと依頼された時、私は今更、そんなことをことわった。今考えると、それはかれの問題でなく、私の、かつての恥部にさわりたくなかったからではなかったろうか。光復節を迎えて、韓国民は一朝にして、民族主義者に変ぼうしてしまっていたのである。あのいまわしい歴史を、他人(日本人)のせいにして、自らの弱さをきちっと反省して来なかったところに、民族の自主発展を危うくする根本問題があったのではなかろうか。

4. 結びの言葉

戦後45年の昨年は韓日両国に一つの

エポックを劃した年であった。6月に盧大統領の訪日に際して、日本は国を代表する海部首相の一步踏み込んだ、かつての植民地支配への謝罪と「天皇」の「日本によってもたされた不幸な過去」という責任主体をはっきりさせた発言によって、過去の歴史を反省する総括がされ始めた。日本側のこのような歴史認識の変化は、盧大統領の日本国会演説において韓国側も侵略を許した自らの弱さを反省するという言葉を引き出した。このようにして、両国関係は新しい転換を迎えようとしている。

50で早逝した、朝鮮史家、梶原秀樹は、かつての植民地支配を正当化する皇国史観(他律史観)を止揚して、韓半島の自律史観を確立した。この史観に立つが故に、韓日両国間に(政府の代表と戦前の最高の統帥者であった「天皇」を巻き込む)謝罪問題が提起されてきたのである。そうすると、権力を担う者だけが問われて、国民は問われなくてもよいのであろうか。当時の侵略史に加担しなかった戦後世代は、このような国家の担う罪責をどう考えたらよいだろうか。

歴史における人間の罪責を問う時、罪責の質を根源的に示してくれたのは、ナチ時代にアメリカに亡命した、P、ティリッヒという神学者である。彼は戦後、ナ

チのユダヤ人虐殺についてのドイツ人の罪責について、五つの次元で問うている。①直接手を下した犯罪者の罪、②、傍観するか、抵抗しても犠牲を払う決意のなかった者の罪、③、事実を知ろうとしなかった者の罪、④、過去を忘却しようとした者の罪(日本流では“水に流す”と言う)、⑤、自分も悪かったけれども、相手も悪かったと相殺して、自らの責任をとらない者の罪(藤尾元文部大臣の発言)、この分析は歴史に生きる者が必然的に関われる課題である。

ドイツの女性神学者、D、ゼレの言葉はキリスト者であろうとなかろうと傾聴に

価する。どんな人間の罪責も、人間の弱さからくる過ちであるから、それは赦されると言う。しかし、赦されない罪責があると言う。それは悔い改めないことであると言った。悔い改めないとは、傷を負っていく隣人の痛みを自分の痛みとして受けとめられないことであると言った戦後補償問題によって歴史を問うとは、決して、過去を問うことでなく、現在をどう生き、未来をどう展望するかを問う、そういう意味で、どの民族も、その引きついた歴史を問わねばならない。そういう意味で、戦後世代も責任を負っている。それは21世紀をどう展望するかという次代的過大を担っているからである。

これは、1991年8月13日、韓国ソウル・プレスセンター国際会議にて、「朝鮮日報」社主催の「8・15、46周年記念『韓日過去史の整理と両国関係の未来』」の発題講演の日本語訳である。

在日外国人の障害年金支給を求めて厚生省交渉!

去る9月29日、私たち大阪で結成された「在日外国人の年金差別をなくす会」のメンバー(慎英弘氏ほか計6名)は、先に結成された「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」の仲間とともに、「なくす会」としては初めての厚生省交渉に参加すべく、一路、東京へ向かった。

当日は、各地の地元自治体に対して交渉を続けている福岡の李幸宏氏や神戸の竹中漢邦氏、それに東京葛飾区の金政玉氏らと、その支援者、取材人総勢約30名が集まった。厚生省に着いて、用意された部屋に入り、交渉の進め方について約1時間ほど話し合っていると、今回の交渉の場を設定された兵庫選出の永井衆議院議員が到着し、また、厚生省側からも、担当の年金課長以下5名が応対に向いてきたので交渉を始めることになった。

まず、「全国連絡会」代表の李幸宏氏から厚生大臣宛の要望書が読み上げられ、年金課長に手渡された。そして、早速、第1点目として、政令指定都市で初めて神戸市が在日外国人の無年金障害者に対して、年金に変わる給付金を僅かではあるが支給する制度を実施したこと、また、すでに高知市や高槻市では同様の制度が設けられており、大阪や東京葛飾区でも

同様の制度の発足に向けた交渉が続けられ、随時前進を見せていることを取り上げ、それらに対する厚生省としての見解を求めた。しかし、これに対して担当官は「各地の自治体がそういう制度を設けることに対して、厚生省としては、良いとも悪いとも言えない」という、明らかに担当行政機関としての役割を棚上げした無責任極まりない答えを繰り返すのみであった。

つづいて参加者の一人が、1982年の難民条約加入によって在日外国人に年金法が適用されたとき、年金法発足時や沖縄などの復帰時に日本人で無年金になる人たちに講じたのと同じ「経過措置」を、在日外国人に講じなかったのは《民族差別》以外の何ものでもないじゃないかと問い質すと、「沖縄のことについては詳しくは判らないので、この場で調べさせてほしい」と、担当官僚として全く恥ずかしいほどのことをいいながら、「年金法発足時に『経過措置』を講じたのは、それがあくまでも『発足』であって、'82年のときは制度の『拡大』だから『経過措置』は講じなかった」と今までの言い訳的な見解を続けるだけだった。

また、なぜ、現在無年金の在日外国人障害者に年金が支給できないのかと詰め

寄ると、年金課長は「もし、いま無年金の在日外国人障害者に年金の受給を認めると、これからの日本に来る障害者にも年金を出さなければならなくなる」と、まるで社会の利益にならない障害者、引いては在日外国人の障害者など、この日本にいてももらいたくないとでもいうような、とんでもない事を引き合いに出してきた。これには参加者も呆れ果て、努声が飛び交ったが、年金課長は平然な顔をしていた。

最後に、現在、日本に無年金の在日外国人障害者がどれぐらいいるのかの実数の調査を、大阪市の実数調査の例を出して申し入れると、「個人の情報はプライバシーの問題があって、なかなか難しい…」と、都合のいいときにだけプライバシー問題を持ち出すという、全く姑息な上げ口上に終始し、けっして首を縦に振ろうとはしなかった。ついに同席していた永井議員が努声を交えて「それなら私が国会の調査権で調べさせることにする！」と、担当官らに退席を命じ、交渉は終わった。

このように、厚生省の姿勢は強固なまでに堅く、82年に難民条約の加入に徹底して反対したことを如実に示しただけでなく、これまで福岡や神戸の仲間が行ってきた交渉を見事に逆戻りさせている。

今回の交渉は、地元自治体への行動と全国各地での粘り強い活動から、厚生省を追い詰めていくことの重要性を最確認させるものであった。(文責;姜博久)



障害年金問題の 西成でのとりくみ

この間各地で活発な闘いが行われている在日外国人障害者の障害年金問題ですが、西成での取り組みを報告したいと思います。

西成区は大阪市の南西部に位置し、人口約17万人、うち外国籍人口は8,679人、在日韓国・朝鮮人は7,982人が住んでいます。

とりわけ「同和地区」とよばれる地区に在日外国人（大半は在日韓国・朝鮮人）が多く住んでおり、その数は2,231人にもものぼります。

西成でのこの闘いの最初の取り組みは慎英弘さんを迎えての学習会でした。年金問題という制度的に複雑な問題なので、もう一度学習会をもつことにし、この学習会に地区内在日韓国・朝鮮人障害者（51人）に開催案内を送付し、とりわけ3級以上の障害者で29才以上の人（26人）には参加呼びかけのオルグ活動をおこないました。その結果3名の障害者が学習会に参加し意見を出しました。

6月29日に行われました「在日外国人の障害年金差別をなくす会」の結成集会に5人が参加し、大阪市への要望書にも追加加盟することになりました。

また在日韓国・朝鮮人障害者の実態を明らかにするために実態調査及び署名獲得行動を在日韓国・朝鮮人青年と「障害児保護者会」のメンバーと行いました。その結果さまざまな実態が明らかになりました。

3級以上の障害者で働いているのは3人だけでその他の人は生活保護を受けているか、親・子・親族に頼らざるを得ない生活を強いられています。

民族差別体験のある人もおり、そのな

かでも、父親が死んで母親とともに生活保護受給のため民生委員宅へいったが「子どもを連れて国へ帰れ」といわれたという人や、子どもが高熱をだしたため病院にいったが日本語がうまく話せず、適切な治療が受けられずその結果障害をもつことになった。というような人がいたことは、私たちに強い衝撃を与えました。

調査を進めていくうちに、無年金で苦しい生活を強いられている実態が明らかになったのですが、その他の障害者のさまざまな生活要求も浮かび上がってきました。お風呂にいく以外は外に出ないという人や、人と話すのが嫌いだという人もいました。これらは「障害者だから」といった誤った「被害者意識」に在日韓国・朝鮮人だから日本人の世話にはなりたくないというきもちがプラスされ、より内向的な行動をするようになったのではないかと思いました。私たちはこういった生活実態からでてくる要求に答えなければならぬと気持ちを改めました。

これからも、国民年金法改正、また法改正が実現されるまでの代替え措置を大阪市に求める闘いの勝利に向けて取り組みを進めていきますが、この問題を通じて明らかになった在日韓国・朝鮮人障害者の生活要求の実現に向けて頑張りたいと思います。（文責；孫貴司）